

改正案	現行
<p>（同一人に対する信用の供与等）</p> <p>第三条 銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の關係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の關係のある者を除く。以下この条において「同一人自身」という。）が当該信用協同組合等（信用協同組合又は信用協同組合連合会をいう。以下同じ。）の子会社（法第四条第一項に規定する子会社をいう。次条において同じ。）でない場合の次に掲げる者（第八項及び第十一項において「受信合算対象者」という。）とする。</p> <p>一 同一人自身が会社である場合における次に掲げる者</p> <p>イ 八（略）</p> <p>二 会社以外の者であつて、当該同一人自身の総株主等の議決権（法第四条第一項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有するもの</p> <p>ホ 会社以外の者であつて、当該同一人自身を子会社とする会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有するもの</p> <p>ヘ 二又はホに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を</p>	<p>（同一人に対する信用の供与等）</p> <p>第三条 銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の關係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の關係のある者を除く。以下この条において「同一人自身」という。）が当該信用協同組合等（信用協同組合又は信用協同組合連合会をいう。以下同じ。）の子会社（法第四条第一項に規定する子会社をいう。次条において同じ。）でない場合の次に掲げる者（第八項及び第十一項において「受信合算対象者」という。）とする。</p> <p>一 同一人自身が会社である場合における次に掲げる者</p> <p>イ 八（略）</p> <p>二 会社以外の者であつて、当該同一人自身の発行済株式の総数等（法第四条第一項に規定する発行済株式の総数等をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える数又は額の株式等（法第四条第一項に規定する株式等）をいう。以下この条において同じ。）を所有するもの</p> <p>ホ 会社以外の者であつて、当該同一人自身を子会社とする会社の発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有するもの</p> <p>ヘ 二又はホに掲げる者がその発行済株式の総数等の百分の五十</p>

を超える議決権を保有する会社（当該同一人自身及びロに掲げる会社に該当するものを除く。）及び当該会社の子会社

ト 当該同一人自身又はイから八まで若しくはへに掲げる会社（第四項において「合算会社」という。）及びニ又はホに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社（イから八まで又はへに掲げる会社に該当するものを除く。）

二 同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社（以下この項及び第四項において「同一人支配会社」という。）

ロ 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社又は当該同一人自身の一若しくは二以上の同一人支配会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社（イに掲げる会社に該当するものを除く。）

2 前項第一号に規定する子会社とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

を超える数又は額の株式等を所有する会社（当該同一人自身及びロに掲げる会社に該当するものを除く。）及び当該会社の子会社

ト 当該同一人自身又はイ、ロ、ハ若しくはへに掲げる会社（第四項において「合算会社」という。）及びニ又はホに掲げる者がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社（イ、ロ、ハ又はへに掲げる会社に該当するものを除く。）

二 同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する会社（以下この項及び第四項において「同一人支配会社」という。）

ロ 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社又は当該同一人自身の一若しくは二以上の同一人支配会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社（イに掲げる会社に該当するものを除く。）

2 前項第一号に規定する子会社とは、会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

3 法第四条第二項の規定は、第一項各号の場合においてこれらの規定に規定する者が保有し、又は保有される議決権について準用する。

4～7 (略)

8 銀行法第十三条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一～三 (略)

四 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、当該信用協同組合等の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなること。

五 (略)

9～12 (略)

(銀行法を準用する場合の読替え)

第五条 法第六条第二項の規定による銀行法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

3 法第四条第二項の規定は、第一項各号の場合においてこれらの規定に規定する者が所有し、又は所有される株式等について準用する。

4～7 (略)

8 銀行法第十三条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一～三 (略)

四 債務者等が他の会社の株式等を新たに所有すること又は債務者等が新たにその株式等を所有されること等を通じて当該債務者等に係る新たな受信合算対象者が生じることにより、当該信用協同組合等の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなること。

五 (略)

9～12 (略)

(銀行法を準用する場合の読替え)

第五条 法第六条第二項の規定による銀行法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

		第十四条		(略)	第十三条の二 本文
議方法)	同法第二百六十条ノ二 第一項(取締役会の決議方法)	取締役	商法第二百六十五条第一項(取締役と会社間の取引)の規定による取締役会の承認	(略)	子会社、当該銀行の銀行主要株主、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社(当該銀行を除く。)
議方法)	同法第三十六条の三 第一項(理事会の決議方法)	理事	中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第三十八条(理事の自己契約)の規定による理事会の承認	(略)	子会社

		第十四条		(略)	第十三条の二 本文
議方法)	同法第二百六十条ノ二 第一項(取締役会の決議方法)	取締役	商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百六十五条第一項(取締役と会社間の取引)の規定による取締役会の承認	(略)	子会社、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社(当該銀行を除く。)
議方法)	同法第三十六条の三 第一項(理事会の決議方法)	理事	中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第三十八条(理事の自己契約)の規定による理事会の承認	(略)	子会社

(略)	(略)	(略)
第五十六条(第三号から第九号までを除く。)	官報	官報又はこれに準ずるもの

(財務局長等への権限の委任)

第七条 法第七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限のうち次に掲げるものは、信用協同組合に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第五号から第六号の二までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〜六 (略)

六の二 銀行法第二十六条第一項の規定による命令(業務の全部又は一部の停止の命令を除くものとし、改善計画の提出を求めることを含む。)

七・八 (略)

2・3 (略)

(略)	(略)	(略)
第五十六条(第三号及び第四号を除く。)	官報	官報又はこれに準ずるもの

(財務局長等への権限の委任)

第七条 法第七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限のうち次に掲げるものは、信用協同組合に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第五号及び第六号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〜六 (略)

(新設)

七・八 (略)

2・3 (略)

[